2026年10月30日

各　位

会　社　名　　ソニーグループ株式会社
代 表 者 名　　代表執行役　十時　裕樹
（コード番号　　6758　東証　プライム）
問 合 せ 先　　ＩＲ部ＩＲグループ
（TEL03－6748－2111(代表)）

譲渡制限付株式ユニット（RSU）の付与に関するお知らせ

当社は、2022年度より譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入していますが、本日、本制度に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役その他の役員及び従業員（以下、「対象者」という。）に対してRSUを付与することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．第24回RSUの概要

（１）　対象者及びその人数ならびに付与するRSUの数

当社子会社の取締役その他の役員	２名	（計最大111,140株に相当するRSU）
当社子会社の従業員	11名	（計最大154,130株に相当するRSU）
	計13名	（合計して最大265,270株に相当するRSU）

（２）　RSUの権利確定方法

RSUの付与日から３年後の応当日が属する月の翌月１日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項に定める子会社及び同条第５項に定める関連会社をいい（以下同じ。）、当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月１日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有しているRSU全てについて権利確定します。ただし、(i)権利確定前に、対象者が死亡により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、下記４に記載するとおり、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の地位喪失の時点において当該対象者が保有するユニット数について権利確定するものとします。また、(ii)権利確定前に、対象者がその他当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、下記４に記載するとおり、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定するものとします。なお、上記（i）及び（ii）の場合については、当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、RSU交付株式数（以下に定義する。）を合理的な範囲で調整することができるものとします。

２．第25回RSUの概要

（１）　対象者及びその人数ならびに付与するRSUの数

当社の従業員	408名	（計最大337,747株に相当するRSU）
当社子会社の取締役その他の役員	59名	（計最大289,756株に相当するRSU）
当社子会社の従業員	3,709名	（計最大5,522,315株に相当するRSU）
	計4,176名（注）	（合計して最大6,149,818株に相当

する RSU）

（注）当該人数には、本日時点では当社又は当社子会社に入社していない者であって、RSU の付与日までに当社又は当社子会社に入社する予定の者を含みます。当社は、RSU の付与日までに当社又は当社子会社に入社した者に限り RSU を付与します。

（２） RSU の権利確定方法

RSU の付与日から次のａ乃至ｃに掲げる日までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該ａ乃至ｃに掲げる日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、順次、当該区分に掲げる数（ただし、ａ及びｂにおいて１未満の数が生じた場合は、これを切り捨てます。）の RSU について権利確定します。

＜権利確定日＞	＜権利確定するユニット数＞
a) 付与日の１年後の応当日が属する月の翌月１日	付与したユニット数に３分の１を乗じた数
b) 付与日の２年後の応当日が属する月の翌月１日	付与したユニット数に３分の１を乗じた数
c) 付与日の３年後の応当日が属する月の翌月１日	付与したユニット数から、上記ａ及びｂの数を差し引いた数

ただし、(i)権利確定前に、対象者が死亡により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、下記４に記載するとおり、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の地位喪失の時点において当該対象者が保有するユニット数について権利確定するものとします。また、(ii)権利確定前に、対象者がその他当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、下記４に記載するとおり、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有する RSU のうち、RSU の付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定するものとします。なお、上記（i）及び（ii）の場合については、当社の報酬委員会又は人事を担当する上級役員は、当該対象者の保有する RSU の数の範囲内で、RSU 交付株式数（以下に定義する。）を合理的な範囲で調整することができるものとします。

３．RSU の付与日

2026 年 11 月 25 日（予定）

４．当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、第 24 回 RSU 及び第 25 回 RSU の権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく自己株式処分によって、当該権利確定した RSU の数と同数（以下、「RSU 交付株式数」という。）の当社の普通株式（以下、「当社普通株式」という。）を交付します。ただし、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、RSU 交付株式数の当社普通株式を取得するものとします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該交付株式数を調整します。

また、本制度により処分される当社普通株式の１株当たりの払込金額は、処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、対象者が死亡した場合、当社普通株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合、その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者又はその承継者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社普通株式の交付に代えることができるものとします。

５．その他第 24 回 RSU 及び第 25 回 RSU に共通する事項

（１） RSU の消滅事由

権利確定日までに、（ⅰ）対象者が RSU を放棄した場合、（ⅱ）対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、（ⅲ）対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、（ⅳ）対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、（ⅴ）その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定の RSU の全部が消滅します。

（２） 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

（３） RSU の処分制限

対象者は、RSU について第三者への譲渡、質入その他の一切の処分をすることはできません。

６．その他

RSU の付与時までに、対象者が当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には当該対象者に対しては RSU の付与を行いません。

当社は、第 24 回 RSU 及び第 25 回 RSU の権利確定に際して行う自己株式処分に係る臨時報告書を関東財務局長に提出します。

なお、当社は、本制度に基づき交付される株式に係る登録書類（Form S-8）を米国証券取引委員会に提出します。

以上